

平成17年9月26日

平成17年度

原子力総合防災訓練要綱

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付
内閣府政策統括官(防災担当)
文部科学省
経済産業省

1. 原子力総合防災訓練の目的

- (1) 防災関係機関の機能確認及び防災関係機関相互協力の円滑化
- (2) 防災訓練を通じて評価等を実施し、防災関係機関の実効性の確認
- (3) 原子力防災に対する意識の高揚と知識の向上

2. 訓練の実施時期

平成17年11月9日(水) 1100~1800 及び 10日(木) 0730~1300

3. 対象となる事業所

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所(4号機)

4. 事故想定の概要

以下の想定で訓練を実施する。

定格出力運転中、原子炉冷却材の漏えいに伴い原子炉を停止したが、その後の非常用炉心冷却設備の故障等による冷却機能の喪失から炉心が損傷し、原子炉格納容器からの放射性物質の放出による影響が発電所周辺地域に及ぶおそれがある。

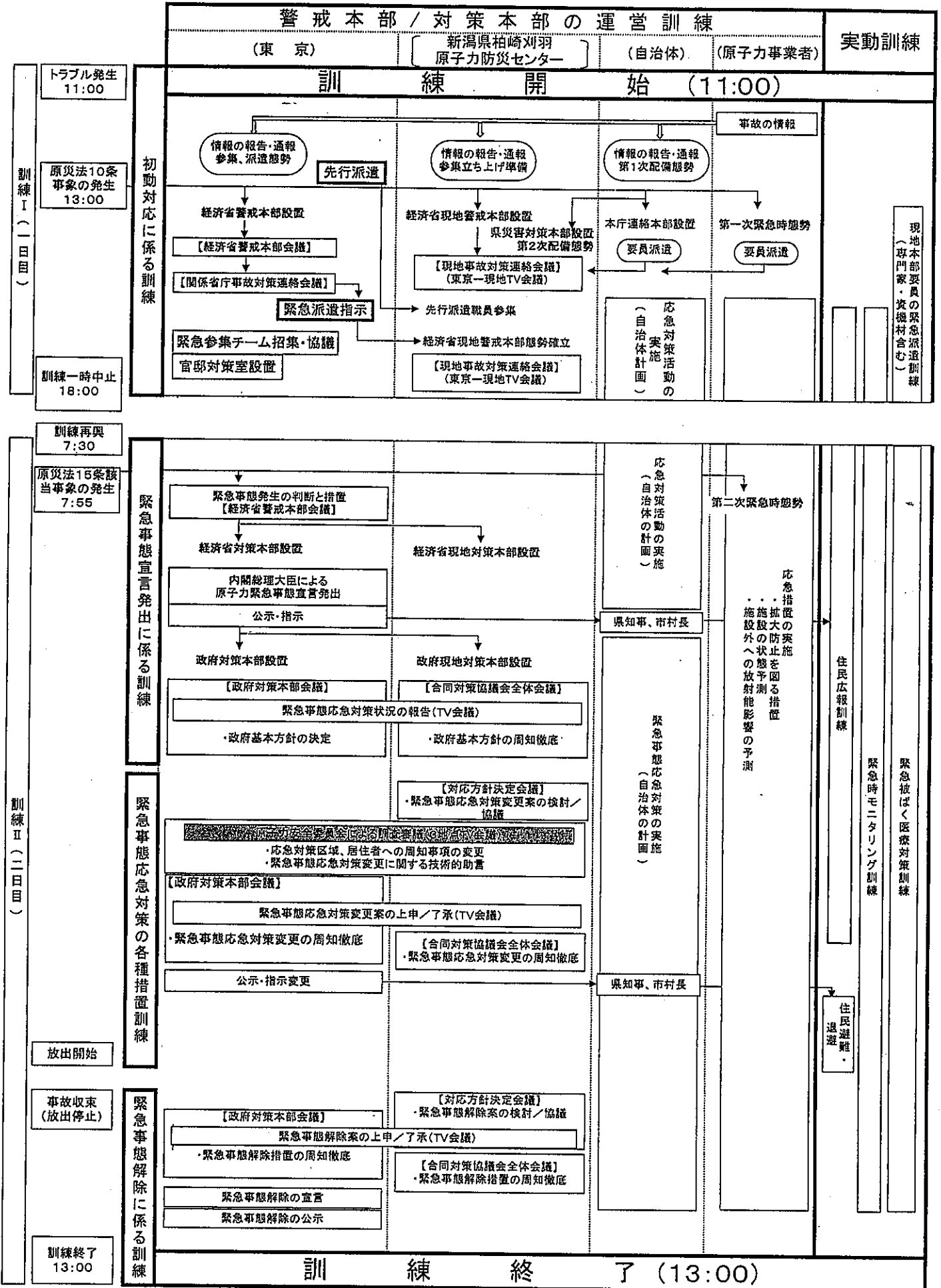
5. 参加機関

- (1) 国:内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、文部科学省、経済産業省 等
- (2) 地方自治体:新潟県、柏崎市、刈羽村
- (3) 原子力事業者:東京電力株式会社
- (4) その他:日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本赤十字社 他

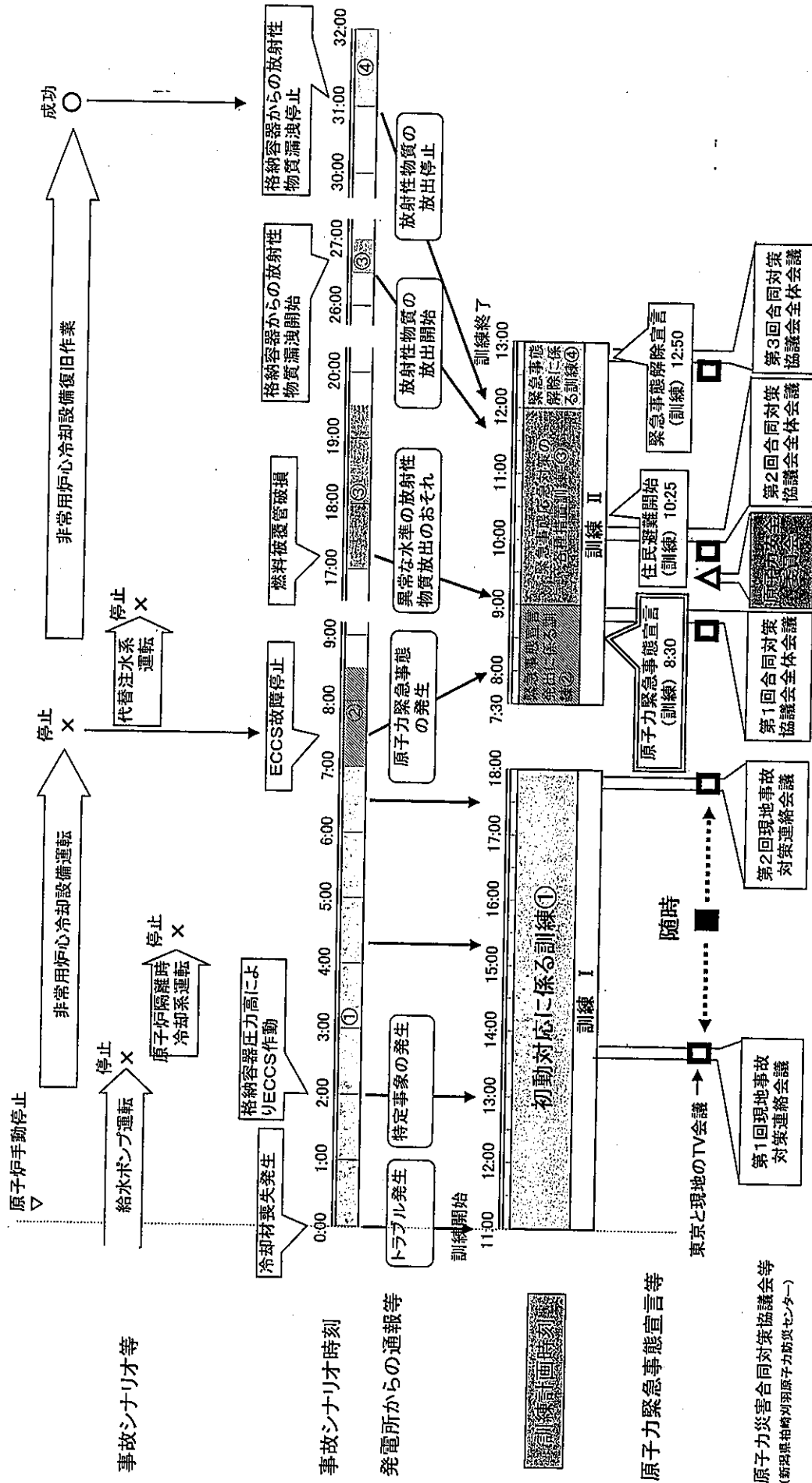
6. 実施体制

〈政府原子力災害対策本部〉

- ・ 本部長:内閣総理大臣
- ・ 副本部長:経済産業大臣
- ・ 事務局長:原子力安全・保安院院長



訓練進行対応表(柏崎刈羽原子力発電所4号機)



原子力緊急事態宣言等

原子力災害合同対策協議会等
(新潟県柏崎刈羽原子力発電センター)